

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成31年2月7日（平成31年（行情）諮問第87号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第543号）

事件名：特定刑事施設における特定個人に係る診療録の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月1日付け東管発第4031号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

##### ア 不開示決定処分が審査請求の適用除外とならないこと

不開示決定処分は法務省東京矯正管区情報公開窓口が下しているもので、行政不服審査法（以下「審査法」という。）7条1項2号には該当致しません。

わたし（審査請求人兼開示請求者を指す。以下同じ。）のカルテは、現在上告中の裁判に係る事故当時のわたしの特定疾患の状態を示すものではなく、本裁判の証拠としても採用されておりませんので、その不開示決定処分は審査法7条1項9号には該当致しません。

この不開示決定処分は、審査法7条1項のその他の各号にも該当しないので、審査法2条の審査請求の対象処分となります。

##### イ 不開示決定となったわたしのカルテが開示できる理由

通知書では当該文書（わたしのカルテ）の存否を明らかにした場合、わたしのカルテの存在が明らかとなり、法5条1号の規定により、不開示情報が開示されることになる旨を理由としています。

しかし、わたしは、現在、特定刑事施設に未決勾留中で、特定刑事施設医務室で、特定疾患の治療を受けています。ですから、医師法24条に基づきわたしのカルテは存在致します。

法5条1号のただし書で不開示情報から、「口 人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は除かれており、この場合、開示が認められております。

繰り返しになりますが、わたしは現在特定刑事施設医務室で、特定疾患の治療を受けているので、わたしのカルテは、わたしの健康を保護するために公にすること（開示すること）が必要であると認められる情報となります。

特定刑事施設収監後、特定薬の変更が行われていますので、わたしのカルテを収監直前まで、わたしの特定疾患の治療をしていた前主治医に見せることは、有意義なことです。

## (2) 意見書

理由説明書（下記第3を指す。以下同じ。）に書かれている「本件対象文書の法8条の該当性について」を検証する。なお、「処分庁」，「本件対象文書」，「法」，「原処分」，「本件存否情報」の意味は、理由説明書で述べられているものと同様とする。

理由説明書の「2 本件対象文書の法8条該当性について」は、「(3) (前略) さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号（法5条1号を指す。）ただし書口に該当する事情も認められず、(後略)。(4) したがって、本件対象文書について、法8条の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものに該当すると認められる。」と書かれている。

しかし、本件対象文書は、法5条1号のただし書口に該当する。

(略)

医務室の医師がどのように診察、判断したかを記録した診療録である本件対象文書は、法5条1号のただし書口の中の「人の生命、健康を保護するために公にすることが必要である情報」に該当すると考えられる。

(略)

よって、原処分の取消しを求める。

(略)

## 第3 諮問庁の説明

### 1 本件開示請求について

本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対して行政文書開示請求書により、「特定刑事施設医務室における開示請求者（審査請求人を指す。以下同じ。）本人に係る保存されている全ての診療録（開示請求日（特定年月日）現在保有しているもの）（特定刑事施設）」（本件対象文書）を請求したことに対し、処分庁が、平成30年10月1日付け東管発第4031号行政文書不開示決定通知書により、開示請求に係る本件対象文書の存否

を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じるため、法8条の規定により不開示とした決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、審査法2条の審査請求の対象処分となる旨主張していることから、原処分の取消しを求めているものと解し、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の法8条該当性について

- (1) 法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人を識別することができる情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。
- (2) 本件開示請求は、特定刑事施設において保有する開示請求者本人に係る本件対象文書を開示請求しているところ、本件対象文書は、法5条1号に規定する、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人が特定刑事施設に収容されていた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。
- (3) 本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。
- (4) したがって、本件対象文書について、法8条の規定により本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものに該当すると認められる。

- 3 以上のとおり、本件開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により、不開示とすべき特定の個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した決定は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年2月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年3月6日 審査請求人から意見書を収受

④ 同月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果が生じるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、要するに、特定刑事施設医務室において特定個人が受けた診療に係る文書（診療録）であることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設において診療を受けたという事実の有無、ひいては、特定個人が特定刑事施設に収容されている、又は収容されていたという事実の有無が開示されるのと同様の結果を生じさせるものと認められる。

(2) そして、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当する。次に、同号ただし書該当性について検討すると、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

以上によれば、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じさせることになるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

「特定刑事施設医務室における開示請求者本人に係る保存されている全ての診療録（開示請求日（特定年月日）現在保有しているもの）」（特定刑事施設）